廃止措置実施方針の公表後の見直しについて (廃棄物埋設施設)

令和4年6月27日原子力規制庁研究炉等審査部門

1. 趣旨

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「改正法」という。)第2条の規定が、平成30年10月1日から施行されたことにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第51条の24の3の規定に基づき、廃棄物埋設事象者(以下「事業者」という。)には、廃止措置実施方針の作成と公表が義務付けられることになった。

廃止措置実施方針の作成等については、核燃料物質又は核燃料物質によつて 汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和63年総理府令第 1号。以下「二種埋設規則」という。)第22条の6の2から第22条の6の4 までに定めており、二種埋設規則第22条の6の4の規定では、廃止措置実施 方針を少なくとも5年ごとに見直しを行うことを要求している。

改正法第2条の施行から5年が近づいていることから、廃止措置実施方針を 公表後に改訂していない事業者にあっては見直しが必要となるため、その旨を お知らせするものである。

|2. 廃止措置実施方針の見直し時期|

廃止措置実施方針の見直しの時期については、二種埋規則第22条の6の4において、「第二種廃棄物埋設事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」と規定している。

また、廃止措置実施方針の作成等に関する運用ガイド(平成 29 年 11 月 22 日原規規発第 1711222 号原子力規制委員会決定)では、「3. 作成等を行う時期」において、「廃止措置実施方針の公表後、少なくとも5年ごとに、当該廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があるときは変更を加えるものとする」としている。

これらを踏まえ、事業者においては、期限までに廃止措置実施方針の見直し について、遺漏なき対応を依頼する。

3. 見直し後の対応

事業者においては、廃止措置実施方針の見直しにより、当該方針を変更した場合にあっては、原子炉等規制法第 51 条の 24 の 3 第 3 項において、遅滞なく、変更後の廃止措置実施方針の公表を義務付けられているため、遺漏なき対応を依頼する。

また、変更した廃止措置実施方針を公表した場合には、平成30年1月26日に実施した面談において依頼した事項に基づき、引き続き、当庁(研究炉等審査部門)まで当該公表の日付、公表したウェブサイトのURL等の提供を依頼する。

なお、見直しの結果、二種埋規則第22条の6の2第1号から第13号までに変更がなかったとしても、同条第13号において同規則第22条の6の4の規定に基づく見直しを行った日付を廃止措置実施方針に記録する必要があることから、第13号に基づく記載事項が変更となるため、この場合でも、廃止措置実施方針の変更と公表が必要となる。

表 廃棄物埋設施設に係る廃止措置実施方針の作成・公表状況

| 事業者 | 施設名 | 作成·公表日 ¹ | 備考 |
|------|---------------------|----------------------------------|---|
| 日本原燃 | 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設 | 2018年12月25日 (公表日:2018年12月26日) | 改訂歴 2020 年 4 月 17 日 2021 年 9 月 17 日 |
| JAEA | 原子力科学研究所 廃棄物埋設施設 | 2018年12月25日 | |

1公表日を載せてないものについては、作成日と公表日が同一。

関係法令

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

(廃止措置実施方針)

- 第五十一条の二十四の三 廃棄事業者は、その事業を開始しようとするときは、 廃棄物埋設地の附属施設又は廃棄物管理施設の解体、核燃料物質による汚染 の除去、核燃料物質によつて汚染された物の廃棄その他の原子力規制委員会 規則で定める廃棄の事業の廃止に伴う措置(以下この節において「廃止措置」 という。)を実施するための方針(以下この条において「廃止措置実施方針」 という。)を作成し、これを公表しなければならない。
- 2 廃止措置実施方針には、廃棄する核燃料物質によつて汚染された物の発生量の見込み、廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法その他の廃止措置の実施に関し必要な事項を定めなければならない。
- 3 廃棄事業者は、廃止措置実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、変更後 の廃止措置実施方針を公表しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、廃止措置実施方針に関し必要な事項は、原子 力規制委員会規則で定める。
- 〇核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業 に関する規則(抄)

(廃止措置実施方針に定める事項)

- 第二十二条の六の二 法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針 には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - ニ 事業所の名称及び所在地
 - 三 廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及び その敷地
 - 四 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法
 - 五 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の 分布とその評価方法を含む。)
 - 六 廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃 棄
 - 七 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理
 - 八 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、火災、爆発、電源喪失等があった場合に発生することが想定される異常の種類、程度、影響等
 - 九 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法
 - 十 廃止措置の実施体制

- 十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム
- 十二 廃止措置の工程
- 十三 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第二十二条の 六の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含 む。)

(廃止措置実施方針の公表)

第二十二条の六の三 法第五十一条の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。

(廃止措置実施方針の見直し)

第二十二条の六の四 第二種廃棄物埋設事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。